

平成 27 年 5 月 12 日

各位

会社名堺 商 事 株 式 会 社代表者名代表取締役社長 油 江 博 志 (コード番号 9967 東証第 2 部)問合せ先 総 務 部 長 岡 本 竜 也電話番号06-6271-9700

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、定款の一部変更を行うことについて、下記のとおり平成27年6月24日開催予定の第89回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

### 1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、 責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されましたので、新たに責任限定契約を締結できる業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第27条(社外取締役との責任限定契約)及び第36条(社外監査役との責任限定契約)の規定を変更するものであります。 なお、定款第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変更案
第27条(社外取締役との責任限定契約)	第 27 条( <u>取締役</u> との責任限定契約)
当会社は、会社法第 427 条第1項の定めにより、社外	当会社は、会社法第 427 条第1項の定めにより、 <u>取締</u>
<u>取締役</u> との間で、同法第 423 条第1項の賠償責任を限	役 (業務執行取締役等である者を除く) との間で、同
定する契約を締結することができる。ただし、当該契	法第 423 条第1項の賠償責任を限定する契約を締結す
約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とす	ることができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任
<b>ప</b> .	の限度額は、法令に定める額とする。

#### 第36条(社外監査役との責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、<u>社外監査役</u>との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

#### 第36条(監査役との責任限定契約)

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、<u>監査</u> 役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定す る契約を締結することができる。ただし、当該契約に 基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。

# 3. 日 程

定款変更のための定時株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日 (水曜日) 平成 27 年 6 月 24 日 (水曜日)

以上